

原子力損害賠償紛争審査会長
鎌 田 薫 殿

要 望 書

平成30年7月25日

福島県双葉郡葛尾村長 篠木 弘

本村では平成28年6月12日に一部地域を除き避難指示が解除されたが、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から7年目を迎える中、今もなお、大部分の村民は住み慣れた故郷を離れ、様々な環境の下で避難生活を強いられ、心身ともに疲労している現状にある。

このような中、村は「第1次葛尾村復興計画」及び「かつらお再生戦略プラン」を策定し、復旧復興に取り組んできたが、過去に類を見ない極めて過酷な原子力災害からの復興は、様々な諸課題が山積しており、村の真の復興に至るまでは、長く険しい道のりである。

ついては、村民の生活を守ると共に、村の復興・再生を加速化するため、被災市町村の実態に寄り添った賠償の実施について総力を挙げて対応していただくよう、次の事項について要望する。

1. 財物賠償について

財物賠償については、事故後6年の避難指示継続をもって全損扱いとされているが、原子力発電所事故により排出された放射能の影響を完全に排除できない現状において、避難指示が解除されたとはいえ引き続き避難を余儀なくされている現実を鑑みれば、不動産の価値が完全に喪失していることは明らかである。

したがって、避難指示解除の時期にかかわらず全損扱いとすること。

2. 商工業損害賠償について

平成27年3月以降の営業損害賠償については、年間逸失利益の2倍が支払われ、その後については個別事情により対応されることとなっている。

しかし、村民及び近隣自治体住民の帰還が進まなければ、商売が成り立たないことは明白である。

特に、帰村意向を示す事業者の村内での事業継続は、当該事業者のみの問題ではなく、本村にとって住民の帰村を促す重要な事項であることから、当分の間営業損害賠償を継続すること。

3. 農林業損害賠償について

農林業に係る営業損害の賠償については、長期間の不耕作による農地の荒廃、除染廃棄物の仮置き場の長期化など将来の経営が懸念される現状を踏まえ、農林業者が事業の再開及び生活設計が出来るような賠償を行うこと。

また、農林業の賠償について、継続検討することとなった事項について、農林業者や関係団体の意見

を十分に踏まえた上で、早期に確定させること。

米や農作物の出荷制限解除後に懸念される風評被害について、十分かつ確実な賠償が継続されるようにすること。

4. 公共賠償について

- (1) 賠償請求資料については、出来る限り簡素化を図ること。特に23年度分については、緊急時での支払いが多々あるので、支払伝票をもって請求資料とする取り扱いにすること。

併せて避難期間（平成24年度から平成27年度）の賠償請求資料も同様の取り扱いとすること。

- (2) 公共財物賠償に係る、請求手続きを速やかに進めること。

5. その他

福島県原子力損害賠償対策協議会が行っている緊急要望書について確実に対応すること。